

村山市通学路安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組方針～

平成27年2月

村山市通学路安全推進協議会

1.目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年7月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

このたび、関係機関の一層の連携を図り、引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、村山市通学路安全推進協議会（以下、「協議会」という。）を設置しました。

協議会では、児童生徒が安全に通学できるように、通学路の安全対策の取組をより効果的かつ持続的に推進し、通学路の安全確保を図っていきます。

2.構成

本協議会は、以下の関係機関で構成し、村山市教育委員会学校教育課を事務局として、通学路の安全推進に取り組んでいきます。

『協議会の構成機関』

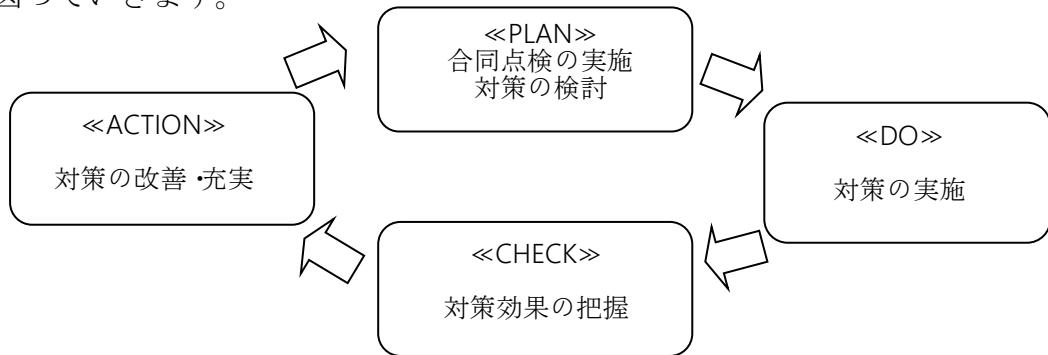
- (1) 国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所尾花沢国道維持出張所
- (2) 山形県村山総合支庁北村山道路計画課
- (3) 山形県村山警察署交通課
- (4) 村山地区交通安全協会
- (5) 村山市小・中校長会
- (6) 村山市PTA連合会
- (7) 村山市市民課
- (8) 村山市建設課
- (9) その他教育委員会が特に必要と認めた者

3.取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握を行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。



『通学路安全確保のための PDCA サイクル』

(2) 合同点検の実施 (P L A N)

①合同点検箇所の抽出

各学校は主として交通安全の観点から危険があると認められる箇所を抽出し、その内容を精査した上で、協議会に報告します。その後、効率的・効果的に合同点検を行うため、協議会において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。合同点検は年1回程度行います。

②合同点検の体制及び対策必要箇所の抽出

学区ごとに、学校、保護者、道路管理者、警察等が参加する合同点検を実施します。その後、対策の実施について、必要な箇所を抽出します。

(3) 対策の検討 (P L A N)

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施内容を協議会で調整し、対策を検討します。

(4) 対策の実施 (D O)

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握 (C H E C K)

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、学校、保護者等の意見を聴取し、対策の効果を把握します。

(6) 対策の改善・充実 (A C T I O N)

対策実施後も合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 対策箇所の公表

学区ごとの点検結果や対策の実施状況等について、関係者間で認識を共有するため、「対策一覧表」「対策箇所図」を作成し、村山市のホームページ等により公表します。